

被判定空家等一覧表(令和5年2月15日:第18回長浜市空家等対策推進会議資料)

項目		倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が否かの判断基準																									周辺への影響度の判断基準								合計点数	判定	結果	
		傾斜		基礎及び土台					屋根ふき材、庇又は軒				外壁				看板、給油設備、屋上水槽等				屋外階段、バルコニー		門、塀		擁壁				位置	隣接家屋		通学路						公共施設
	判断内容	基礎又は土台等に不同	斜20分の1超の柱の傾斜が認められる。	基礎が破損又は変形している。	土台が腐朽又は破損している。	基礎と土台にずれが生じている。	基礎、はり、筋かいが腐朽。破損又は変形している。	柱とはりにずれが発生している。	屋根が変形している。	屋根ふき材が剥落している。	軒の裏板、たる木等が腐朽している。	軒がたれ下がっている。	雨樋がたれ下がっている。	壁体を貫通する穴が生じている。	下地が露出している。	外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損している。	生じている外装材に浮きが生じている。	外壁のモルタルやタイリングの剥落、浮きが生じている。	看板の仕上材料が剥落している。	水槽等が給油設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。	看板、給油設備、食水等が支持部分が腐食している。	看板、給油設備、食水等が給油設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。	屋外階段、バルコニーが傾斜している。	屋外階段、バルコニーが傾斜している。	損が生じている。	門、塀にひび割れ、破損が生じている。	門、塀が傾斜している。	擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	擁壁がひび割れ、ひび割れが発生している。	建築位置	隣接家屋が1軒ある。	隣接家屋が2軒以上ある。	小学校の通学路になっている。	中学校の通学路になっている。	義務教育学校の通学路になっている。	内径100メートル以内の公共施設がある。	内径300メートル以内の公共施設がある。	
	点数 (下段は最大点数)	100	100	50	50	25	50	25	25	25	25	25	10	25	15	10	10	10	10	50	10	50	10	20	20	20	30	10	1	3	3	3	3	3	1			
				50						25	25	10					25	15	10	(ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50)				50 (ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50)	20	30												
				(ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50)																(ただし、著しいものについては最大点数に+25)	100						100											
1	湖北町山本1居宅		－			－			25		25		10	25	15	10			－		－		－		－	10	－	－	－	－	－	－	－	1	121			
2	高月町馬上1居宅		－			－			－		25		－	－	15	10			－		－		－		－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	51			
3	高月町馬上蔵		－			－			－		25		10	－	15	10			－		－		－		－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	61			